

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月30日、資格喪失日に係る記録を50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和49年4月から50年1月までは10万4,000円、50年2月は15万円、同年3月は16万円、同年4月、同年5月、同年8月及び同年9月は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月30日から50年6月1日まで
② 昭和50年8月2日から同年10月1日まで

私は、昭和49年4月から52年8月までA社に継続して勤めていたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る加入記録が無いことが分かった。

私は、申立期間に係る給料支払明細書の一部を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険の加入記録及び申立人が挙げた元同僚の証言などにより、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が保管している申立期間①のうち昭和49年4月を除く期間及び申立期間②に係る給料支払明細書の写しを確認したところ、その形状や記載内容に不自然な点はなく、申立人の給与から厚生年金保険料が控除

されていることが確認できる。

さらに、49年4月分の給与については、元同僚の証言などにより勤務内容に変更がなかったことから、同年5月から50年9月までの期間と同額が支給されていたものと推認され、厚生年金保険料についても当該期間と同額が控除されていたものと考えるのが自然である。

加えて、社会保険庁の記録では、A社は、昭和50年6月1日から同年8月2日までの期間のみが適用事業所となっているが、当該事業所は、閉鎖法人登記簿により、申立期間①直前の49年2月22日に法人として設立されていることが確認できる上、申立人が挙げた複数の元同僚の証言により、申立期間当時、当該事業所には常時5人から7人の従業員が勤務していたことが推認できることから、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給料支払明細書における厚生年金保険料の控除額から、昭和49年4月から50年1月までは10万4,000円、50年2月は15万円、同年3月は16万円、同年4月、同年5月、同年8月及び同年9月は17万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間のうち、平成14年8月から18年8月までにおける標準報酬月額については、14年8月から17年8月までは24万円、17年9月から18年8月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年9月の標準報酬月額については、既に24万円に記録が訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額に基づく年金額は給付されない期間と記録されている。しかし、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月から18年9月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い金額となっている。私が保管している申立期間当時の給与明細書にある厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

なお、平成20年10月、ねんきん特別便で標準報酬月額が低く届けられていることが判明したので、社会保険事務所に相談に行き、社会保険事務所が事業所を調査した結果、消滅時効の2年を超えていた18年9月分については訂正されたものの、私の年金額には反映されないとのことであった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額については、平成14年

8月から15年2月までは19万円、15年3月から18年8月までは15万円とされている。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所が保管する申立人の給与明細書により、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成14年8月から17年8月までは24万円、17年9月から18年8月までは22万円に訂正することが必要である。

一方、平成18年9月の標準報酬月額については、事業主の届出により20年11月に15万円から24万円に訂正されたものであるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額に基づく年金額は給付されないこととなっている。

しかしながら、申立事業所が保管する当該期間の給与明細書において、標準報酬月額22万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該記録を取消し、平成18年9月の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の社会保険関係書類を保存していない上、当時の事務担当者も退職しているなどとして、詳細は不明としているが、申立期間の標準報酬月額については、事業主から社会保険事務所に対し、標準報酬月額の定時決定や月額変更に関する届出を当該期間中に少なくとも6回行っていることが確認でき、これだけの回数的事务処理を社会保険事務所が続けて誤ることは考え難いことから、事業主は社会保険庁の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年8月から18年9月までの実際の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間のうち、平成15年3月から18年8月までにおける標準報酬月額については、15年3月から17年8月までは26万円、17年9月から18年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年9月の標準報酬月額については、既に28万円に記録が訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額に基づく年金額は給付されない期間と記録されている。しかし、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月から18年9月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い金額となっている。私が保管している申立期間当時の給与明細書にある厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

なお、平成20年10月、同僚から私の標準報酬月額が低く届けられていることを聞いたので、社会保険事務所に相談に行き、社会保険事務所が事業所を調査した結果、消滅時効の2年を超えていた18年9月分については訂正されたものの、私の年金額には反映されないとのことであった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額については、平成15年3月から18年8月までは20万円とされている。

しかしながら、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する申立期間の給与明細書により、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録が相違していることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年3月から17年8月までは26万円、17年9月から18年8月までは24万円に訂正することが必要である。

一方、平成18年9月の標準報酬月額については、事業主の届出により20年11月に20万円から28万円に訂正されたものであるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準報酬月額に基づく年金額は給付されないこととなっている。

しかしながら、申立人が保管する当該期間の給与明細書において、標準報酬月額24万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該記録を取消し、平成18年9月の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の社会保険関係書類を保存していない上、当時の事務担当者も退職しているなどとして、詳細は不明としているが、申立期間の標準報酬月額については、事業主から社会保険事務所に対し、標準報酬月額の定時決定や月額変更に関する届出を当該期間中に少なくとも5回行っていることが確認でき、これだけの回数的事务処理を社会保険事務所が続けて誤ることは考え難いことから、事業主は社会保険庁の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年3月から18年9月までの実際の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月ごろから 44 年 5 月ごろまで
② 平成 3 年 5 月から同年 12 月まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）に運転手として勤務していた。住み込みで働いていたので、厚生年金保険料も引かれていたと思う。また、申立期間②については、C社（現在は、D社）に季節労働者として勤めていた。

しかし、社会保険庁では、いずれの会社についても私の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

また、B社へ照会した結果、申立期間当時の関係資料が無いことなどから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等については不明であるとしている上、申立期間当時の運転手については、社会保険に加入するかどうかは運転手本人が選択することとなっていたが、加入を選択する者はほとんどいなかったと回答しており、当該事業所では従業員の一部が厚生年金保険に加入させられていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時の元同僚の名前を記憶していない上、申立期間当時、同社において厚生年金保険の加入記録のある元同僚から聴

取しても、申立人の勤務実態等は確認できない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録が確認できない。

申立期間②については、D社E事業所における雇用保険の加入記録及び同社が保管する給与台帳により、申立人が当該期間中に同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該台帳により、申立期間については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 260

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から29年3月1日まで

私は高校卒業後、父親の知人の紹介で、A市にあったB事業所に就職した。B事業所では、私は旧姓で働いており、また、当該事業所を退職後、直ちに入社した次の事業所に、厚生年金保険被保険者証を渡したことを覚えている。

しかし、社会保険庁では、申立期間中に私の加入記録は無いとしている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において確認を行ったものの、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、類似名称の事業所についても確認を行ったが、申立人が記憶している事業所の規模や業種、所在地とは異なっており、申立てに係る事業所とは認められない上、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

さらに、申立人は、B事業所では旧姓で働いていたとしているものの、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の旧姓に係る加入記録は確認できない上、申立人は当該事業所への入社を紹介したとする父親の知人、事業主及び同僚等の氏名についても記憶していないことなどから、当該事

業所での申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。